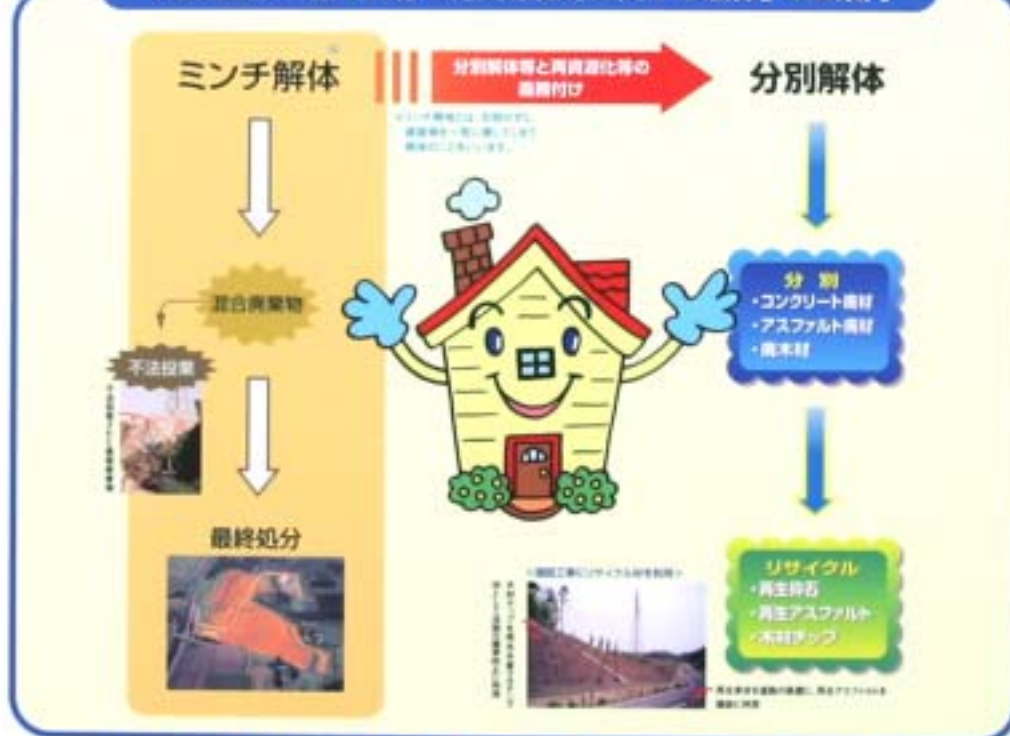


# 建設リサイクル法

平成14年5月30日から分別解体等及び再資源化等が義務付けられました。

一定規模以上の工事(対象建設工事)については、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別(分別解体等)し、再資源化等することが義務付けられています。(義務付けは、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等に限られます。)ただし指定建設資材廃棄物については、再資源化施設までの距離が遠いなど、経済性等の制約が大きい場合には、再資源化に代えて縮減を行えば足りることとしています。

## 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のご案内



※1 下表の規模以上の工事について、分別解体等及び再資源化等が義務付けられています。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延べ床面積 50㎡
建築物の新築・増築	延べ床面積 500㎡
建築物の増築(屋根増設・リフォーム)	工事金額 1億円
その他の工事に係る工事(土木工事等)	工事金額 100万円

注1)解体工事とは建築物の解体、増築、増設(大、中、小規模)、土留、鉄材、洋瓦、屋根瓦又は建築材で建築物の主要部もしくは構成員、柱、梁、土台等として又は又は地盤その他の建築物の基礎を支える部分を解体することとします。

注2)建築物の一部を解体、増築、増設する工事については、当該工事に係る部分の延べ床面積の合計が基準に達する場合には対象建設工事と見なされます。また建築物の改築工事は、解体工事+新築(増築)工事となります。

※2 分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材は以下の通りです。

- ①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材  
③木材 ④アスファルト・コンクリート

※3 指定建設資材廃棄物は、木材が廃棄物となったもの(建設発生木材)を指します。建設発生木材については、工事現場から最も近い再資源化施設までの距離が50kmを超える場合等については、縮減(焼却)を行ってもよいこととしています。